

町田市里山環境活用保全計画推進委員会設置要綱

第1 設置

町田市里山環境活用保全計画の推進に関し、関係者等の意見を聴取するため、町田市里山環境活用保全計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）町田市里山環境活用保全計画の推進に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - （1）学識経験を有する者 3人
 - （2）株式会社町田新産業創造センターの代表 1人
 - （3）一般社団法人町田市観光コンベンション協会の代表 1人
 - （4）町田市農業協同組合の代表 1人

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2022年10月3日から施行する。
- 2 この要綱は、2032年3月31日限り、その効力を失う。